

令和 5 年 5 月 25 日

荷主関係団体各位

東京労働局
東京運輸支局

トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組
について

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年 960 時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日から改正された改善基準告示が適用されます。

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えていく必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行うとともに、トラック運転者の労働環境の改善を強力に進めるため、荷主等に対して、東京運輸支局においては長時間の荷待ち等、荷主の違反原因が疑われる場合には法に基づく働きかけ・要請等を、東京労働局においては恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、貴団体におかれましては、トラック事業者が改正された改善基準告示の内容を遵守できますよう、別添リーフレットを御活用いただき、会員企業等に対し、長時間の荷待ちを発生させないこと等についての御理解・御協力に向けた周知啓発に御助力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、トラック運転者の荷役作業での労働災害の防止のため、荷主等による道路貨物運送業の事業者との連絡調整や配慮につきましても、併せて、御協力をお願い申し上げます。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**



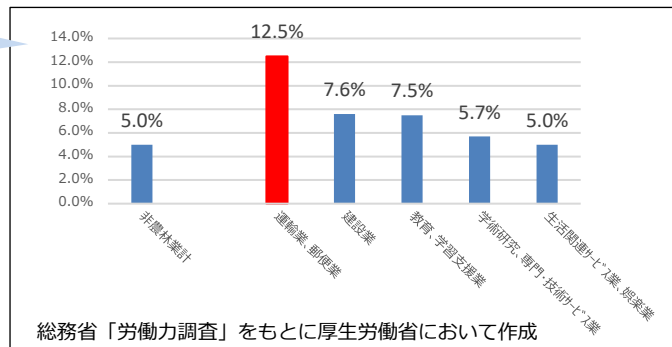
道路貨物運送業の実態

⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

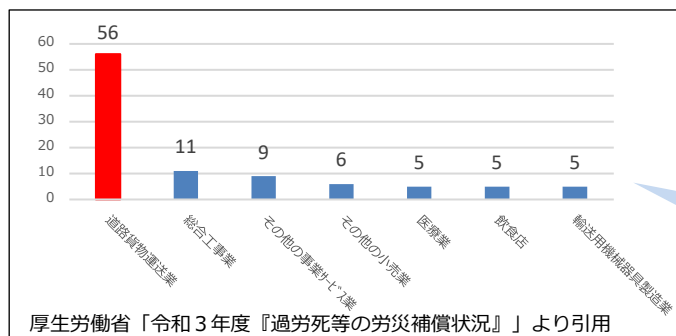
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



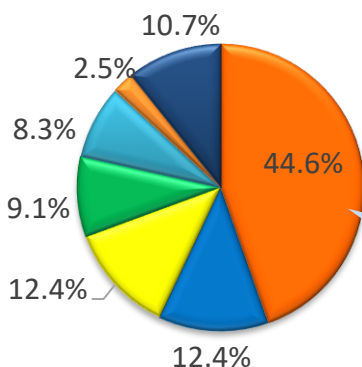
国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R4.11.30時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 過積載
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象
- その他



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、
長時間の荷待ちを発生させないように努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と
長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、
敷地が有効活用できるようになり、
近隣住民の方からの苦情も
なくなりました。



荷待ち時間解消のため
出荷順に合わせた荷置きを行ったら
ピッキング作業などが減り、自社の
積込み時間が削減できました。

構内のリフトマンや
荷受け作業員の作業の平準化
につながりました。おかげで、
ミスも減りました。



注文からお届けまでの
期間に余裕を持たせることで、
安定した物流サービスを受
けることができますね。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、
トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。
また、改善基準告示に違反して安全な運転を確保できない
ような発注を行うことはやめましょう。



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や
裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。
労働災害防止のため、トラック運転者に荷役作業をお願いする
場合でも、事前によく相談して決めましょう。



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取る
だけなので
関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。
うちは小さいから関係な
いはずね。

中小企業



いえいえ。

荷主というのは、

荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、

荷物の受け取り手である着荷主も該当します。

また、**会社の規模**なども関係ありません。

皆さんの行動も、トラックドライバーの方の
長時間労働の削減のためにととても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、
都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

荷主・元請運送事業者の皆様へ

**長時間の荷待ちの改善に向けて、
ご理解とご協力をお願いします！**



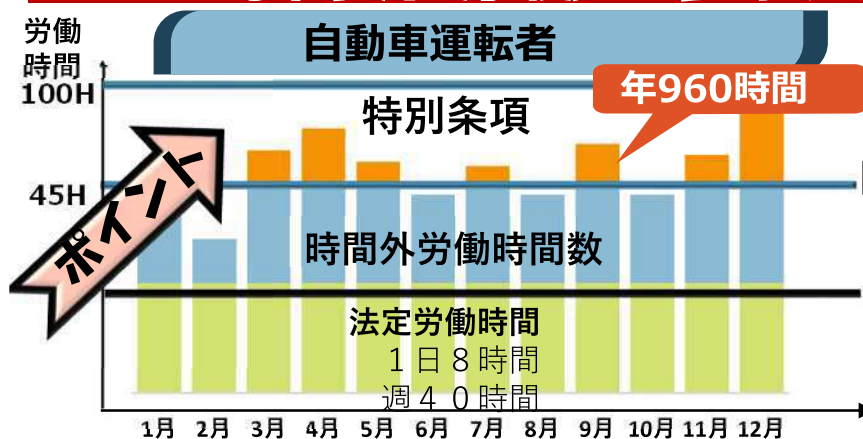
STOP! 長時間の荷待ち

- 👉 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因となります。
- 👉 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けてご理解とご協力をお願いします。
恒常的な長時間の荷待ちをさせないよう努めていただくほか、裏面の労働災害防止の取組にもご理解とご協力をお願いします。



東京労働局・労働基準監督署（支署）・公共職業安定所

時間外労働の上限規制の内容



【原則】 月 45時間
年間 360時間

【特別条項】（臨時的な特別な事情の場合）

- ① 特別条項の上限は、単月・複数月平均の上限はなく、**年間960時間**
- ② 特別条項の回数制限の適用なし

※ その他、改善基準告示を遵守していただく必要があります。

改善基準告示の主な改正内容

「自動車運転の業務」に従事する労働者については、令和6年4月1日以降、労働基準法の**時間外労働の上限規制**とともに**改善基準告示**を遵守していただく必要があります。

○1年、1か月の拘束時間

【原則】：1年間の総拘束時間**3,300時間**以内、1か月 **284時間**以内

【例外】：労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり）

1年：**3,400時間**以内、1か月：**310時間**以内（年6か月まで）。

① **284時間超**は連続**3**か月まで、②1か月の時間外・休日労働時間数が**100時間**未満となるよう努める

○1日の拘束時間 **13時間**以内（上限**15時間**、**14時間超**は週**2**回までが目安）

【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、**16時間**まで延長可（週**2**回まで）

○休息期間 継続**11時間**以上の与えるよう努めることを**基本**とし、**9時間**を下回らない。

【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続**8時間**以上（週**2**回まで）

休息期間のいずれかが**9時間**を下回る場合は、運航終了後に継続**12時間**以上の休息期間を与える。

○分割休息特例（継続**9時間**の休息期間を与えることが困難な場合）

①分割休息は1回**3時間**以上、②休息期間の合計は**2分割：10時間**以上、**3分割：12時間**以上

③**3分割**が連続しないよう努める、④一定期間（**1か月**程度）における全勤務回数の**2分の1分**が限度

以下を含めた総合対策をお願いします！

安全衛生対策（労働基準監督署）

—「荷役災害」「腰痛災害」「交通労働災害」防止対策—

○「荷役作業安全ガイドライン」に基づく荷役災害防止対策

陸運事業者及び荷主等が連携して対策に取り組みましょう。

○「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策

作業態様別（重量物取扱い、車両運転時）の対策を実施しましょう。

○「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策

管理体制・適正な労働時間管理・教育実施・健康管理などを推進しましょう。

※荷役作業による労働災害防止のため、荷主の皆様においても安全確保にご理解とご協力をお願いします。

